

本事業は、SDGsの「11 住み続けられるまちづくりを」
「12 つくる責任 つかう責任」に資する取組です。

2025年7月23日（水）

愛知県環境局資源循環推進課
産業廃棄物適正処理推進室 監視グループ
担当 夏目、西森
内線 3080、3083
ダイヤル 052-954-6238

産業廃棄物処理業者及び排出事業者への一斉立入指導 (2025年6月)の結果について

愛知県では、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、年2回「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」（例年6月と11月）を定め、産業廃棄物処理業者及び排出事業者への一斉立入指導やパトロール等を実施しています（2025年5月30日発表済み。）。

本年6月の指導強化月間では、解体工事に伴い排出される廃棄物の不適正処理を防止するため、昨年11月に引き続き、処理責任がある解体工事の元請業者（排出事業者）等に対する立入検査を重点的に実施するなど、以下の取組を行いました。

- 立入検査や不法投棄パトロール等 516件（表1参照）
 - ・ 排出事業者に対する立入検査 76件
 - ・ 建設工事現場等に対する立入検査・パトロール 345件
 - ・ 産業廃棄物処理業者に対する立入検査 95件

なお、上記の立入検査等516件で判明した不適正な事案29件に対しては、文書による行政指導を行いました。（表2参照）

今後も、事業者等に対する監視・指導を継続し、廃棄物の不適正処理の未然防止に取り組んでいきます。

1 解体工事の元請業者に対する立入検査

解体工事の元請業者に対して立入検査（139件）を実施し、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」に基づく実地確認の規定等の周知を図るとともに、解体工事に伴い排出される廃棄物の処理状況等を確認し、排出事業者責任や法令遵守について指導しました。（表1参照）

2 不適正な事案に対する文書指導

立入検査等で判明した不適正な事案29件に対しては、指示書等の文書による行政指導を行いました。（表2参照）

指導内容は、産業廃棄物の処理基準の遵守などです。

表1 立入検査等件数と文書指導件数

(単位:件)

		立入検査等 件数	文書指導件数				計
			行政処分 改善命令	行政指導			
				改善勧告	指示書	指導票	
排出事業者		76 (78)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	10 (3)	11 (3)
うち元請業者①		29 (22)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)
建設 工事 現場等	建設工事現場	201 (74)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	3 (1)
	うち元請業者②	110 (39)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)
	保管場所・ 不法投棄・ 野焼きパト ロール等	144 (155)	0 (0)	0 (1)	1 (1)	11 (15)	12 (17)
	小 計	345 (229)	0 (0)	0 (1)	1 (1)	14 (16)	15 (18)
産業 廃棄物 処理 業者	収集運搬業者	39 (26)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
	中間処理業者	48 (51)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (4)	2 (5)
	最終処分業者	8 (15)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小 計	95 (92)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (4)	3 (5)
合 計		516 (399)	0 (0)	0 (1)	3 (2)	26 (23)	29 (26)
うち元請業者 (①+②)		139 (61)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	4 (0)

(注1) 立入件数、指導件数の () は昨年度11月の実績。

(注2) 「改善命令」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律による行政処分に該当する。

「改善勧告、指示書、指導票」は行政指導に該当する。

(注3) 「元請業者」は解体工事の元請業者を示す。

表2 文書による行政指導 (29件) の主な内容

指導区分	件数	主な指導内容
指示書	3	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の処理基準の遵守を指導 産業廃棄物処理施設無許可変更の是正を指導
指導票	26	<ul style="list-style-type: none"> 不適正処理物の撤去を指導 委託契約書やマニフェスト等の交付・管理状況の指導 産業廃棄物の処理基準の遵守を指導